

## 太陽光発電施設の転用申請に必要な添付書類

### 1 経済産業省への事実を証する書類

申請書（申請画面）又は認定書の写し

### 2 電力会社の系統連系の承諾書に関する書類の写し

ただし、低圧連系（出力50kw未満）の場合、  
電力会社からの系統連系技術検討結果のお知らせの写し  
※「設備認定通知書の写し」及び「系統連系・売電申込書の  
写し」の添付でも申請できますが、「系統連系技術検討  
結果のお知らせの写し」が提出されないと、総会の決定  
があっても許可書の交付はできません。